

総合区素案に関する住民説明会

《平野区》

■日 時：平成29年12月17日(日) 10:30～12:25

■場 所：平野区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会の方を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者の方をご紹介します。

平野区長の稲嶺でございます。

(稲嶺平野区長)

いつもどうもお世話になっております。

(司会)

続きまして、事務局の方をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます同じく副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして稲嶺平野区長の方よりご挨拶の方をお願いいたします。

(稲嶺平野区長)

皆様、おはようございます。平野区長の稲嶺でございます。

本日は、大変お寒い中、そして年末のいろんな行事でお忙しい中、休みの日にこうしてお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、総合区素案の住民説明会ということで、副首都推進局から丁寧な説明を後程させていただきます。

この総合区素案といいますのは、今後の大阪市あるいは区のあり方に対する非常に重要な事柄を含んでおります。区の区民の皆様方に対する行政サービスに直結する内容ということでございますので、きょうは総合区素案についてしっかりとご理解をいただければなと思っております。

説明の中には、なかなかふだん耳なれない行政用語等も含まれておりますので、分からない部分がありましたら、後程質疑の時間をとっておりますので、その中でしっかりと聞いていただけたらというふうに思っております。きょうはよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の井上の方より、本説明会の開催趣旨の方を申し上げますさせていただきます。

(井上副首都推進局理事)

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、また大変寒い中、こうして総合区素案に関する説明会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。

私の方から、本日の説明会の開催趣旨を簡単にご説明させていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題についてでございますけれども、大阪は東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いておりまして、三大都市圏の中で人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。

このため、大阪府、大阪市は、東西二極の一極を担う副首都大阪の実現をめざしまして、二重行政の解消や大阪の都市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを実施する住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度について検討を進めております。一つは、大阪市を残しながら今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市を廃止して新たな自治体としての特別区を設ける改革でございます。このうち総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、説明会を開催するものでございます。

なお、本日も説明いたします総合区素案は、今後、議会などでのご議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したものではありません。

また、もう一つの特別区につきましては、現在、知事、市長、府・市の議員で構成されます大都市制度特別区設置協議会において議論が進められているところでございます。最終的には、総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう、議会などでのご議論をいただきまして、それぞれの制度案を取りまとめていくということにしております。

本日は、総合区素案の説明会として開催をいたしますので、総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択するといった場ではございません。総合区素案と関係のないご意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言は、ご遠慮くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすいご説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私の方から簡単にご説明の方をさせていただきます。

まず、入口で受付の方でお配りさせていただきましたお手元の資料に沿いまして、事務局の方より約1時間強になりますけれども、ご説明いたします。その後、皆様方から説明に対するご質問の方をお受けさせていただきたいと存じます。

また、お手元の方に同じくアンケート用紙の方を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくご記入の方をお願いいたします。

それでは、早速説明の方に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の福岡の方よりご説明の方をさせていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡でございます。

私からお手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明いたします。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

表紙の下に資料の位置づけ等を記載しています。本資料は大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものです。この資料で説明する総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正されます。

また、総合区とは別に特別区についても、現在、制度設計等の議論、検討が進められているところであり、最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう、両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは、1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。

まず、総合区設置で変わることの大まかなイメージを説明します。

見開きの左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージを示しています。左側、現在の大阪市は、市長のもとに局と24の区役所があることをお示ししています。局は大阪市全体を見通した施策、例えば丸印の保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織です。私ども副首都推進局もそのうちの一つです。

現在は、例えば保健医療施策は健康局が担い、社会福祉は福祉局が担うなど、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対し区役所は地域ごとの仕事を担うため、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。このように左側で24区役所となっていたところが、右側のページ、総合区が設置された後では、中程八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。

今から説明する総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組みは変更せず、市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらに一つの総合区ごとに2から四つずつ合計24の地域自治区事務所を設置します。

では、総合区の設置によって主に何が変わるのかについて、1ページ左上の局から、2ページの8総合区役所に向けた矢印のところをごらんください。

「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しています。矢印の先の8総合区役所の下丸印、例えば二つ目の保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは現在、大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。これが総合区設置の大きなポイントになります。

つまり総合区長の判断で行う仕事が多くなり、それに伴い予算も増え、その仕事を行う職員も増やす必要があります。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すことになりますが、それについては後程詳しく説明いたします。

局からの仕事に加えて、左側の今の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、1ページ一番下の右向きの矢印、「住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の総合区の24地域自治区事務所の下丸印、住民票写しの交付をはじめ、窓口サービスなどは現在の24区単位のままで行うことになります。

その右の枠に地域の実情に応じた施策の実現と記載していますが、総合区では住民の皆さんの多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築します。

まとめますと、総合区の設置によって住民の皆さんの身近なサービスについては、今より身近な地域において判断することになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう総合区長に権限を移して、総合区において判断し実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなどを整えることをあらわしています。

その一方で、総合区設置後の一番上のところですが、総合区設置後の市長の横の括弧をごらんください。

これまで説明した通り、住民の皆さんに身近な仕事については、その権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残るので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

以上、この見開きのページでは、総合区の大まかなイメージと設置により何が変わるのかを申し上げました。詳しくはこの後、それぞれの項目ごとにもう一度説明いたします。

それでは、3ページをお開きください。

目次に示します通り、本日は総合区素案の内容、1から12の項目と各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、この資料で示すコスト、組織、予算等の数値は今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置、名称については、今後、議会での議論を踏まえ、取りまとめる予定としています。

次の4ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副

首都大阪の確立に向けた取り組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて、このページと次の5ページで考え方を説明しています。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」をごらんください。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少・超高齢化もいち早く到来する見込みであること、大阪府、大阪市において一本化した成長戦略、これは産業振興や人材育成などにより経済成長をめざす府市共通の長期的な方針のことですが、この成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるには至っていないこと、中央集権型システムから分権型の仕組みへの転換をする必要がありますが、地方分権への改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、ページの真ん中ですが、「日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャル」、ポテンシャルとは潜在的な力のことですが、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。東京の次に都市機能が集まる大阪は、世界の都市間競争を戦え得る競争力と豊かな個性を持つ大都市として、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都大阪の確立に向けて、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載の通り、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であるということを示しています。

では、具体的に何を進めていくのかについて、次の5ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要ではないか。そこで現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能という言葉について簡単に補足しますと、一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能というのは、成長戦略をはじめ交通網など、都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指します。また、基礎自治機能は、住民の皆さんに身近なサービスを提供するなど、市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能とあわせて広域機能の一部も担っています。

よって、ページ真ん中の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が広域機能について協議・調整を行っています。こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めています。

表のうち、基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもとで行政を展開します。その中で総

合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民の皆さんに身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメント、組織を管理していきます。

これに対し表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能につきましては、総合区制度の場合は、先程現在の制度のところで申し上げたように、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定します。特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することを示しています。

以上が大阪における大都市制度改革、総合区・特別区両制度の違いの説明です。

続いて、6ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」をより具体的に説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下の左、「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充します。

また、後程詳しく説明しますが、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築します。

次に、右側の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

続いて、その下ですが、総合区の仕事と区数について説明します。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。なぜバランスを考慮するのかについては、右下の総合区の区数のところをごらんください。

行政サービスを効果的・効率的に提供するには、一定まとまった規模の人口が必要となります。その下には「体制整備に必要なコストを抑制します」と記載していますが、ということかといいますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要があります。その際に現在、本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させるので、仮に24区に分散する場合は、今の1カ所で行っていた仕事を24カ所で行うことになり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要があります。

このため、総合区に仕事を移すと同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区の数を考える必要があるということを示しています。

なお、左側の総合区の仕事の欄に「一般市が行う仕事をベース」とありますが、ここで言う一般市の事務というのは、例えば松原市や門真市などが行う事務に近いものを総合区が担うということを意味しています。

こういった考え方に基づいて、下段に記載のように住民の皆さんに身近な行政サービスが提供できる体制を総合区に整備し、あわせて現行の職員数の範囲内でコストを抑制するという観点から、8区への合区、将来推計人口30万人程度ということを示しています。

なお、8区への合区に際して、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

6ページ、総合区の設置によりめざすもの、総合区の仕事と区の数の説明は以上です。

続いて、7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定しました。①各総合区における将来人口、平成47年で約30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上の視点に基づいて策定しています。

その下の地図には区割りと総合区役所の位置を示しています。この資料で示す区名、第一区から第八区というのは仮称であり、北に位置する区から順番に番号をつけています。

本日伺っております平野区につきましては、東住吉区と合区する区割りとなっており、仮の名称として第八区としています。

次の8ページをごらんください。

総合区役所の位置選定については、現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、白抜きの文字、「考慮すべき条件」、「評価項目」のところをごらんください。

住民の皆さんからの近接性、これは端的に申しますと、人口バランスの重心から庁舎までの距離のことです。交通の利便性、これは現区役所間の移動にかかる時間です。地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ています。

以上の3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかの充足状況あるいは近隣市有施設の状態などを勘案し、総合区庁舎を選定しています。

その結果については、ページ中程の選定庁舎の表に示すように、第一区の淀川区役所をはじめ、第八区まで記載の通りであり、平野区が含まれます第八区は、現在の平野区役所を総合区役所の庁舎とする予定としています。ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性もあります。

なお、繰り返しの説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持するため、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施します。

続いて、その下、区の名称について説明いたします。

区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本とし、総合区設置決定後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴うことから、現在の区名が変わる区もあります。これにより住居表示が変更される可能性があります、その際は住民の皆さんへの影響を

最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

以上が総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明です。

続いて、9 ページ、10 ページをお開きください。

「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9 ページの上段に、局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事として、現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した住民の皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。

なお、予算編成や条例提案等は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したのが下の図になります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載しています。現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示している中之島本庁舎など局で実施する仕事とその下の白抜き、24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して図の右側には白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けています。さらに総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左上をごらんください。

局が実施する仕事について、二つの四角の囲み、そのうちの上の囲みなのですが、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの局の仕事については、矢印の先、図の右側の総合区設置後も引き続き市役所の本庁舎など、局が実施することとしています。

また、左側に戻り、上から二つ目の囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営などの仕事を例示していますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移します。矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

もう一度図の左側に戻っていただき、下段の24行政区のところをごらんください。

現在、行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして児童手当の申請受理、支給決定、国民健康保険等の諸手続の窓口関係の仕事とその上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援などの市民協働関係の仕事があります。

現在のこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接サービスや地域防犯、地域活動支援等の市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区でこれまでどおり実施することとしています。

また、一段上の児童手当の現況届の送付・受理といった仕事については、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせ、8 総合区で実施することとしています。

次の10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄に四つの分野を、横の欄には「総合区の仕事（主なもの）」と「期待される効果」を示しています。

例えばこども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在、既に区役所で実施している仕事であり、総合区でも引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側、「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

ここまで、局と総合区・地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明でございます。

続いて、11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところもありますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示していきます。

ページ上段には現在の状況を、下段には総合区設置後のイメージを示しています。

イメージ①は、保育所の設置認可について示しています。現在、保育所の設置認可につきましては、図の真ん中の囲み、保育所の数など、①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のための②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在、区役所では②の地域調整を担っていますが、総合区設置後は下の図をごらんください。

点線の枠内の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の決定など、現在、市役所で実施しているものも含め、一貫して総合区役所で判断・実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の特性や実情を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載していますが、予算の編成や条例の提案など、市全体の観点で実施する仕事については、市長の権限として残ることになります。

次に、12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理について示しています。上の図のように現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定など、実際に対応するのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合、別の組織である局との連絡・意見調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模公園については、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情も踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかと示しています。

次に、13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策について示しています。現在、上の図のように、例えば放置自転車をもっと撤去してほしいといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との連絡・意見調整が必要です。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかと示しています。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しています。現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し対応しています。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じたサービスを提供できるのではないかと示しています。

次の15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実について示しています。現在、老人

福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしいといった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所はみずからの判断で決定できないため、区役所が関係局へ要望・調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では、事業を推進するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分対応できていない場合もあるかと思います。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しています。

以上、15ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとに期待される具体的な効果についての説明でした。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」について説明します。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区するとしていますが、一方で、住民の皆さんの間には、育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではないかと、地域の声が届かなくなるのではないかと、区役所の窓口が遠くなるのではなど、合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置します。

ページ中程の左側、「総合区政会議」の欄をごらんください。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例に基づき設置します。

さらに左の一番下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議することによりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長はこれらに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

以上が総合区政会議や地域協議会等についての説明です。

続いて、17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」について説明いたします。

上段に示すように、組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接サポートできるようにする

という趣旨です。

二つ目は、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入します。これまで説明いたしましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいて、よりきめ細かい行政サービスを住民の皆さんに提供することになります。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものです。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備します。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨です。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しています。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置します。また、地域自治区事務所についても、現在の24区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区のうち八つの地域自治区事務所は、点線の枠内にあるように、現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織としてイメージで示すように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。

一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を具体的に決定できる旨を記載しています。

では続いて、18ページをごらんください。

上段、「職員の配置（イメージ）」について説明します。仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移るのかを大枠のイメージとして示しています。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示すように、平成28年度現在、市全体で1万6,400人、そのうち局が1万1,600人、24区役所の合計で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移ることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員を示しています。現在、局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除くと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。

このように大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっています。

ページ中程から下の参考については、表の上段、「①総合区役所」には、総合区役所とその中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を各部門ごとに整理し、主な事務内容とともに記載しています。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、右側の総合区政会議や総合区の政策企画、地域まちづくり等の事務を担い、1区当たりの平均で74人の職員配置を予定しています。また、表の下段、「②地域自治区事務所」には、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様に示しています。

以上、17から18ページにわたり、総合区の組織体制についての説明でした。

では、19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、要するに公金を管理する仕組みとしてまいります。

まず、総合区長の自律性の強化の観点から、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。これら言い方を変えますと、局から仕事が区に移ってくるため、それに合わせて予算を拡大し、拡大された予算を責任を持ってしっかり管理していくということです。より具体的に説明いたします。

まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」についてですが、20ページの上のイメージ図をごらんください。

総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算しています。左の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算、濃いグレーのところですが、約82億円に加え、各局で予算計上し、区長がCM、シティ・マネジャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円あります。

これに対し右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでいます。

なお、このイメージ図において、左と右とでそれぞれの金額を合計しても同額にはなりませんが、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載していることによります。大阪市全体の予算の中で区に関する予算が占める割合が総合区設置後は増えることをあらわしています。

恐れ入りますが、もう一度、19ページに戻っていただき、中程、上から三つ目の枠の①のところをごらんください。

今ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考え

ています。

また、インセンティブ制度、これは現在、区が土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源は、区の支出に使える制度を設けていますが、総合区においても同様にインセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

続いて、20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、全ての行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対し、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして予算意見具申権があります。これは市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民の皆さんにより近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長、副市長と意見を交換する仕組みを整備します。また、各局が所管する仕事のうちで、住民の皆さんに密接にかかわるものは意見具申の対象とします。

具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定のプロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見を交換する場、（仮称）サマーレビュー、直訳しますと夏の評価ということですが、夏場に事業を検証するという位置づけのサマーレビューを設置することをはじめ、戦略会議など方針策定の場合へも総合区長が直接参加するようにしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定することといたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しています。

こうした取り組みを通じ、地域の皆さんのご理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につなげていきたいと考えています。

ここまで、19ページから20ページでは、総合区における予算の仕組みについて説明いたしました。

もう一度まとめますと、局から仕事が区に移ることに伴って、予算もしっかり総合区に整えていくということです。

では、21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」について説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。

現在の財産に係る管理権限については、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現在の区長が管理する施設というふうに例示しています。

ごらんいただいております通り、現在、区内の多くの施設は各局長が管理していますが、総合区設置後は表の右端に矢印で総合区長が管理と記載しているように、濃いグレーの網掛けで示している施設は、総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民の皆さんに身近な施設は総合区長が管理することとなります。

表の下をごらんください。

矢印に効果と示していますが、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく際の施設管理のイメージを参考事例として記載しています。

以上が総合区の財産管理についての説明です。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」、費用について説明いたします。

コストについては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約0.9億円、年間約9,000万円と試算しています。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取り換え経費などを想定しています。

以上がコストについての説明です。

次に、22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整ったことであることを前提として検討し、矢印の下、総合区設置決定から約2年後を目途といたします。

以上が総合区設置の日についての考え方です。

その下の表は、参考資料として、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてまとめたものです。後程ご確認いただければと思います。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれ示しています。本日お伺いしております平野区については、30ページをごらんください。

東住吉区と合区した後の第八区としての概要をまとめています。例えば平成27年の人口は32万2,932人であり、平成47年の将来推計人口は30万1,304人と見込んでいます。第八区の特徴としては、右の欄にまとめています。

年少の人口の割合が比較的高い子育て世代が多いエリアである一方、高齢化の割合が高いなど、幅広い世代が住む住宅エリア、JRおおさか東線の全線開業により、新大阪駅へのアクセス改善などの交通利便性の向上が見込まれること、日本有数の大規模な陸上競技場、植物園、自然史博物館などを有する長居公園が立地し、サッカー拠点の形成が計画されていること、大阪を代表する商店街である駒川商店街や平野の環濠集落など、歴史・文化の薫る町並みが残ることなどの特徴を記載しています。

以上、総合区の概要として第八区についての事例です。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が5点程ございますので、お聞きください。

一つ目は、冒頭に少しお話しさせていただきましたけれども、ご質問等に関しては総合区素案に関する説明に対するご質問の方をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや、あるいは政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合は、恐縮ですけれども、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目でございますが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私の方で指名させていただきます。お座席まで担当の方がマイクをお持ちさせていただきます。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、発言の方は必ずマイクを通してご発言いただければと存じます。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようご協力お願いいたします。また、私の方からマイクをお返しいただきますよう依頼がございましたら、速やかにお返しいただきますようにご協力の方もお願いします。

四つ目でございますが、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじ等、進行上支障となる行為につきましては、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後でございますが、質問の際には特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただければと存じます。

それでは、これよりお時間の許す限り、皆様方からご質問の方をお受けしたいと存じます。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

そしたら、真ん中のブロックの前から4列目の方ですね。

(市民)

私は、加美の方に住んでいるんですけども、きょうお話を聞きまして、まず、以前から言われているかもしれませんが、大阪市が都市間競争とか競争力をつけるとか、あるいは東西二極の一極となる副首都をつくるんだというふうなことを仰っておりますけれども、私自身は、私たちは自分たちの生活が住みやすくなればそれでいいというふうに思います。そういう観点から、今回、総合区あるいはまたそれにつながる特別区とか、そういうようなものについては私は反対という意見でございます。もちろん特別区になる場合は住民投票となる訳ですから、前回の住民分断になるようなこのような住民投票には断固反対という立場です。

さて、そこで、きょうの総合区の話なんですけれども、2ページのところに簡単に書か

れているように、あるいは今説明がありましたように、総合区になって五つぐらい移管されるということでございます。その中で、特に保育所の運営、設置認可という問題についてお話ししたいと思うんですけれども、今、大阪市の保育所は市立の保育所、民間もあるでしょうけれども、市立の保育所では民営化が随分進んでいるというふうに私は思います。この加美地域におきましても、既に加美東の方で民営化されているのがありますし、加美第1保育所も民営化になるというような話も聞いているんです。

ところが、今回、総合区になった場合に、そういうことを総合区でやるんだという話ですけれども、しかし、それに伴う予算の関係、先程説明がありました20ページのところなんですけれども、この20ページのところで現在の24区の予算、これはCM予算等含めてということになりますけれども、合わせた241億円になります。それに対して総合区も、これは執行できるという予算にはなる訳でしょうけれども、284億円とほとんど変わらない訳ですね、40億円上がるだけで。

さらに、この284億円を現在の区数、24で割りますと14億円ぐらいになる訳ですね。そうしますと、そんな金額で、失礼しました、10億以下になります、24区で割りますとね。この総合予算の場合、226億円の場合は10億円以下、それから284億円であれば14億円ぐらいということになります。そういう限られた予算の中でとても保育所の運営とかいろんなことをやっていけないんじゃないかと思うんです。これは私の意見です。

それで、さらにそもそも総合区に充てる284億円というのは、大阪市の予算1兆7,000億円の2%にも満たないわずかな金額なんですね。そういうことで保育所の運営なんかできない。ますます民営化になってしまうんじゃないかということをお慮するということをお意見を申し上げます。特に質問ではありませんけれども、意見でございます。

以上です。

(司会)

分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等ございましたらお願いいたします。どのようなことでも結構でございますけれども、説明したけれども、もうひとつ理解が、説明が細かい、もう少し突っ込んで聞きたいなとか、もう一度確認したいなとか、どのような点でも結構でございますので、ご質問があればと思います。

はい、そしたら、右のブロックの前から2列目の方。マイクをお持ちさせていただきます。

(市民)

私、ちょっとおくれてまいりましたので、前半の部分、聞き漏らしておりますけれども、防災面につきましては、警察とかあるいは消防の面につきましては、総合区になった場合、どのようにお考えなんでしょうか。

以上です。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

防災面につきましては、総合区になりましても大阪市という政令指定都市は残りますので、例えば今ある危機管理室といったところも残る前提で我々考えております。です

ので、大阪市全体で考えていく防災の部分と、それから総合区でも防災の部分については役割分担ということをすみ分けながら構築していくことになります。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら、同じく右のブロックの今の、はい。

(市民)

私も冒頭の入ってくる時間が遅かったので聞き漏らしているのかもしれないんですけども、これをざっとお聞きしましたら、大阪市内部の機構改革みたいなお話なんですね、これ。ずっと聞いていくと総合区長さんの方にもものすごく権限を集中するんだと、地域の実情に合わせてやっていくんだというようなふうに聞こえました。

そこで、質問なんですけれども、この総合区長さんの方、これだけ権限が集まる総合区長さんは公募という形になるんでしょうか。私たち住民サイドとしてこれだけの権限を集約というか、持っておられる区長さんをどう評価していったらいいのかなというふうに思います。すみません、よろしくお願いします。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

この総合区長に関しては、説明にもありましたように特別職ということで、市長が議会に対してこの人を総合区長にしたいということで議案として上げていって、そこで議会で可決されればその方が総合区長ということになります。じゃ、その市長が議会に対してお示しする方を公募するかどうかは、現時点では決まっています。

区民の方がその区長さんをどう評価するのかといった部分については、法律上、総合区長に関してはリコールという制度が認められておりまして、ある一定数、住民の皆さんの署名が集まって議会の手続を踏めば解職することもできます。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら、同じブロックの前から4番目の方ですね。

(市民)

すみません、先程のことの質問とちょっと重なるところがあると思うんですけども、それによるとすごく政治色が出るんじゃないかなと思って、それがすごく心配なんです。言っておられる意味分かると思うんですけども、政治色が出る、要するに市長さんが結局選ぶ、そこで議会によって選ばれる、選ばれない、それはいいんですけども、それによってすごく我々は何か不安と言うたらあれですか、今の大阪市でも私たちは、私自身は満足している派なんですけれども、だから今のこの改革のきょうのあれを見ると、すごく先程の方も言われたように、本当に総合区長というか、すごく権限がどんどんどんどん行って、それを市長さんが丸抱えなんです。要するにぎょうさん議員が出ているところがみんなそこに行くんですかと。それなら我々住民、それも住民ですよ。しかし、区によ

ったらやっぱり違う訳ですよ。そういうのが本当に出るんかどうかというのが一つと、そしてすごくこれによると移管の人数はほとんど変わらないんですけれども、変わらないんですけれども、見ていたら、ああ、頭でっかちになるん違うかなと。末端というか、現場の人間の数が減るん違うかなと。同じ役所の人間さんがそのままで、人数そのままやからそのまま移管するんやと。けども、今の説明だけ聞いたらちょっと説明の聞き方が悪いんかどうか知らんけれども、すごく上の要するに偉いさん、事務方が増えて、そして現場の方が減るんじゃないかなと、そういう資料も全然全く出ていないし、そんなんがちょっと不安やなというのもありました。しかし、やることによって人数が増えるものは仕方がないですよ。だからあかと私は思いません、住民サービスのために。けども、それで本当にやっていけるのかなというのがすごく不安です。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

まず、区長が議会で可決を経て選ばれる特別職の場合に政治色があるんじゃないかというご心配かと思うんですが、現時点でも例えば大阪市の副市長というのは議会で選任をいただいている特別職になっています。そのほかにも各行政委員なんかでも特別職というのは議会で選任を経て選ばれている、選任され着任しているということがございます。余り極端な政治色がというようなところは、逆に言いますと、議会で可決を得られないことにはその方は着任できませんので、今、極端な話で言うと、今は逆に議会にける必要がありますので、市長がこの人やと言うたら区長さんになれるんですけれども、総合区の場合は議会でちゃんとそこを過半数の賛成を得ないことには総合区長になれないという、一段とハードルが上がりますので、余りご心配されているような政治色が極端に強くなるというのは、むしろ逆ではないのかなというふうに我々は考えております。

組織体制の方なんですけれども、組織体制は資料の17、18ページのところの説明の繰り返しになるんですけれども、基本的には局から総合区へ今、局でやっている仕事を総合区へ移していきますので、できるだけそこは職員数が増えないような形というのは繰り返し説明させていただいていると思います。

頭でっかちの部分というのはどこを指しておられるのかな、例えば部制を引くことで部長さんが増えるからとかいうことなのかなというふうにもちょっと思うんですけれども、例えば今、現時点で区長さんが局長級24人おられるんですけれども、8人ということで特別職にはなるんですけれども、区長さんの数は8になりますし、局長級の副区長についても8人ですから合わせて16人と、単純に比較しても区に関するトップの数は減りますし、局の組織についても頭でっかちのまま、現場の数を減らしてまで事務方を増やすというのではなくして、現在の工営所、公園事務所の体制は窓口サービスに支障が出ないように地域自治区事務所なり、総合区役所の中で体制を構築していくという形で素案をお示ししています。

(司会)

ほかにご質問等ございますでしょうか。どのようなことでも。

そしたらすみません、ちょっとお待ちください。左のブロックの一番通路側ですね、前から5番目。

(市民)

新しい権限の移行の9ページを見ますと、人事権はそのまま市側にあるみたいなんですけれども、権限と予算は区側の方に移管されても、人事権は市のままにあるんですけれども、その辺の人員配置とかは区側から決められるんでしょうか。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

総合区長のマネジメントのもとで一定組織の方もつくることはできるんですけれども、ここには書けていないんですけれども、例えばある役職以上についてはあらかじめ、例えば異動するにしても市長との間でそこは、市長と協議が必要になってまいります。ですから、総合区長が自分のマネジメントで動かせる部分もあるんですけども、大阪市という部分が残る以上は、そこの局のところに人事と書いているように、一定以上、恐らく目安としては課長以上とかいうことになる、市長と協議して人員配置を決めていくといったことが残りますので、局の中に人事というのを書いています。

(司会)

ほかにご質問等ございましたらお願いいたします。

そしたら、右のブロックの後ろから3列目の方ですかね、眼鏡をかけておられる方です。

(市民)

私は、今現在、ほかの自治体で子育て関係の仕事をしています。大阪市さんの今の説明で大体分かったんですけれども、一つだけ気になることがありまして、9ページ目の今現在24の行政区で行われている児童手当の現況届の送付・受理、こちらのみ24行政区に移管せずに八つの総合区の方で恐らく統括的に、コストの観点だと思うんですけれども、実施されるという説明がありました。現況届につきましては、毎年6月1日現在の受給世帯につきまして、家族構成であったりとか、健康保険の加入状況、そちらを基本は区役所の窓口の開庁時間内に提出しないといけないと思うんですけれども、こちらが八つの総合区だけの申請受理になってしまいますと、残りの16区自治区というんですか、今の区にお住まいの方にとって大変不便になると思われるんです。

現状でも私の勤めているところでは、夜間の受け付けをしたりとか、土日で受け付けをしまして保護者の方がなるべく負担にならないように、年に1回だけですけれども、受け付けを行っている状況で、この9ページの表で児童手当だけが24区にそのまま移管しない、こちらの理由を詳しく教えていただきたいです。

(辻本副首都推進局事務事業担当課長)

すみません、具体的にこの事務分担を担当させていただいた者としてお答えさせていただきますけれども、基本的には児童手当の受理、現況届の送付受理、これは8区の方で要は取りまとめて全て整理して送付等の事務を行うということで、区長のマネジメントで行うということで、実際に窓口、住民さんとの間の窓口、受けるということは区長のマネジメントのもと24の自治区の方で対応していくということを考えてございますので、基本的

にはご不便を改めてかけるということはないかなと。今までどおりかなという形に思っています。取りまとめる分、バックオフィスといったらあれなんですけれども、その部分をしっかり、そういう意味ではそこだけ効率化しているということになると思います。

以上でございます。

(司会)

ほかにご質問等ございますでしょうか。

そしたら、真ん中のブロックの前から2列目の方ですね。マフラーをかけておられる方です。

(市民)

先程防災面の仕事がどうなんやというご質問がありましたが、似たような質問なんです、私は文化事業というんですか、教育だとかあるいはいわゆる文化力ですね。と申しますのは、この副首都をめざしてというのがそもそもこの改革の柱になっているようにうかがいますが、経済が上がるとか、人口が多くなるとかいうだけで東京一極はおさまると思えないんですね。だから関西にそういったようなものをめざそうとすれば、やっぱり文化力を上げていかなければならないと。その点、例えば教育委員会とか、そういったような関係もあろうかと思うので、今度の総合区ではそういった面がどのように配慮されているのか、あるいは今のままなんだということなのかということをお聞きしたいなと思っています。

以上です。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

文化施策に関しましては、局と総合区でこれを役割分担していくことになります。例えば局の方では、幅広いエリアといいますか、分かりやすい例でいうと、今ちょうど市役所の周りでやっていますO S A K A光のルネサンスみたいな大規模に人に来てもらうようなイベントであったり、あと大阪クラシックですね。御堂筋やその周辺地域でやっているような、ああいった大きな文化振興施策というのは局がやることになります。

一方で、総合区については、例えば創造的なことを楽しむ元気な地域づくりの推進といった観点での文化振興といった割ときめ細かい部分を担っていくことになります。

(司会)

ほかにご質問等ございませんでしょうか。どのようなことでも結構でございます。いま一度確認されたいということでも結構でございますし、お手元。

そしたらすみません、右のブロックの緑の服を着られた方ですね。すみません、右のブロックの、その方でございます。

(市民)

三つ質問いたします。

きょう資料にいただいた1ページ目の下の括弧で囲んだところを書いてある3項目につ

いてお聞きします。

本資料は、行政として取りまとめた総合区素案をもとに説明会資料として作成しましたと書いてありますが、私は行政の方は分かりませんが、多分市役所がつくったという意味だと思っておりますが、市役所としては住民にこのような説明会をつくって説明しなさいということはどういう機関の指示によってこの会が持たれたかと、あるいはこの素案をつくったかということをお聞きするのが第1点です。

それから第2点は、この資料で説明する総合区案については、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正がされますと書いてありますから、現在はまさに素案であって、議会等で変わっていくということだと思いますが、議会等の等には議会以外に何が入るかをお聞きしたいと思います。

3点目は、3番目の項目、最終的に総合区、特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただける両案を取りまとめていきますと書いてありますが、きょうの説明でほとんど総合区についての資料の説明だったと思います。特別区の説明はいつどのような形で行われるか、予定をお聞きしたいと思います。

この3点をお願いします。

（井上副首都推進局理事）

まず、きょうは総合区の説明会ということでやっておりまして、これまでの経過を申し上げますと、まず昨年の7月に総合区については概案ということで、例えば区数につきましても5区、8区、11区、事務のレベルについても一般市レベルとか、三つのパターンをお示しして、昨年度8月からことし1月まで意見募集説明会ということで、24区回ってご説明をしながらあるいは市の方の議会の方でもこれについて議論をいただいて、そういう経過を経ましてこの8月に総合区の素案というものをまとめたところです。その中では、事務のレベルとしては一般市並み、そして区数は8区ということで一定素案をまとめたという経過があります。

そういう経過の中で、この総合区の素案については、さらにこの24区でこれについての中身についてもっと皆様に理解を深めていただくということで、市長の指示、それから議会でも当然もっと分かりやすく説明をしてほしいというふうなご指摘もあって、改めて今回の説明会は議会の方で補正予算もとって議決をいただいて、この24区の説明会という形で今させていただいていると、そういう状況でございます。

それから2点目の総合区の素案について議会等の議論ということですが、基本的に今の方向性としましては、市長の方も今年度、来年3月ごろには、今年度中に総合区を素案ですが、議会でも議論いただいて総合区案としてまとめたいというふうに言っております。ですので、基本的にこういう説明会を24区でやっておりますけれども、皆さんのご意見もこうして聞きながら、そして基本的には総合区は議会の議決によって最終決定されますので、議会でも議論を十分踏まえながら案としてまとめたいと。一応めどとしては今年度中には案としてまとめたいというふうに考えております。

それと、総合区のきょうは説明会で、特別区については一切ないんじゃないかというお話ですが、今現在、特別区につきましては、大都市制度特別区設置協議会ということで知事、市長、府・市の議員さんが入って、まだ議論、協議が始まったところです。

この協議会で案がまとまれば、その後手続がありますけれども、議会等と手続があって住民投票という形になっていくような手続が決まっております。

まだ特別区については案ができておりませんので、今日はあくまで素案がまとまった総合区については説明というふうな趣旨で説明会をしております。

(司会)

ちょっとお待ちくださいね。マイクをそしたらもう一度お持ちさせてもらいますので。

(市民)

1、2については大体理解いたしました。3番目についてお聞きしますが、3月末までにということを進めるのであれば、特別区についての説明もそれまでに行うべきではないかと今の答弁を聞いて感じましたが、いかがでしょうか。

(井上副首都推進局理事)

総合区と特別区、二つ並行していろいろお話しさせてもらって、また検討も進んでおりますので、ややこしいんですけれども、特別区の方は先程言いましたいわゆる協議会の方で、ここで案をまとめるということになっておりまして、違いますのは、総合区は一応大阪市の内部的な組織の変更という点がありますので、これは大阪市、それで大阪市の議会の方で決めていけるんですけれども、特別区の方は府・市が入った法定の協議会で案をつくるということが法律で決まっておりますので、今現在、我々事務局をやっておりますので、事務局の方で特別区の素案というものをつくって、それを案にするべく、今、協議会の方で議論をいただいている最中ですので、それがいつごろ決まるかどうかというのは、あくまで協議会の方の協議状況、ご判断によりますので、我々が今スケジュールをこうやってほしいとはなかなか言いにくいですので、総合区の案がまとまる今年度末ごろをめざしますけれども、それとあわせてどうこうというのはなかなか、こうしたいということを我々申し上げにくい状況にありますので、そのあたり並行してやっております。

市長は特別区については来年秋に住民投票をしたいと言っていますので、市長のスケジュール感としてはそういうのを持っていますけれども、案を早く示して説明せよということについては、なかなかこういう形でしたいということをご説明しにくい状況にはあるということをご理解願いたいと思います。

(司会)

ほかにご質問のある方、おられますでしょうか。どのようなことでも結構でございます。いま一度確認したいなということでも、繰り返しになりますけれども、結構でございます。

そしたら、今、手を挙げられた先程質問されたですね。お持ちさせていただきます。

(市民)

いや、質問してないですけれども。

(司会)

すみません、ごめんなさい、すみません、失礼いたしました。

(市民)

聞かせてもうたんですけれども、やっぱりメリットとデメリットが余りはっきりしないんですね、私の中では。職員の数も一緒、今のままやと、配置変わるだけやと。今までも合区とか分区とかいうのは何回かやったことがあるので、現実的にはそういう対応もできるんじゃないかなと。

さっきも話が出ていますけれども、特別区に持っていく地ならしじゃないかなという気もするので、もうちょっとメリット、デメリットもあると思うんですけれども、何でも100%ええことばかりでもないと思うんやけれども、そういう指摘もないという。なんかイメージ的なことしか言われていないような気がしますので、もうひとつぴんと来ないということです。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

デメリットという部分についてなんですけれども、これまでの説明会の中でもデメリットはないのかというようなご質問がございました。我々申し上げてきたのは、16ページになるんですけれども、今回の総合区の素案といいますのは24区を8区に合区するので、合区に対して住民の皆さんの間では今のコミュニティが壊れるん違うんかとか、声が届きにくくなるん違うんかということがデメリットというか、不安としてあると、こういうところをデメリットとして感じられる方もおられるんじゃないかというようなことでご説明を申し上げます。

ただそれ以外に対しては、先程も説明しましたように、総合区政会議とか地域自治区・地域協議会というのを設置して、そこはしっかり受けとめられるようにしていくというふうに今回素案で示しています。

(司会)

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

そしたら、真ん中のブロックの前から3列目の方ですね。マイクをお持ちさせてもらいます。

(市民)

この総合区の関係で区長さんの権限が今以上に強くなるというお話ですので、僕は区長さんの権限が強なろうが、弱なろうがどちらでもいいんですよ。私たちの生活にとってどういうふうなメリットに返ってくるのか、デメリットが生まれてくるのかという問題なんですね。

実は学校の選択制の議論を区の方でしていただいたことがあったんです。その時に選択制というのが子どもたちや保護者の人たちがこの学校のよさをどこで見つけるんやろうかとか、そういうお話になってきた経過があったんですけれども、その時に私の方から当時の区長さんに、学校で小学校では給食があって、中学校では給食がないと、その当時ですよ。今はもうやっていますけれども、他府県から来た人が急にびっくりしてい

るんやと、そんなことを聞いて僕らもびっくりしたんやと。僕は大阪で生まれて大阪で育ってきていますから、給食というのは小学校だけやというふうに思い込んでおったんですね。ところがお隣の奈良県や和歌山や全部、兵庫県も含めて、全部中学校まで給食があったんですよ、これにはびっくりしたんですよ。

そんな話を聞いて、その当時の区長さんに言うたんですよ。今の稲嶺区長さんじゃないですよ、言うておきますけれども。その区長さんは、私は学校給食に反対ですいうて、だからしませんと。私の方針としてそういうことは市長にも意見具申はしませんと言われました。それから3カ月後ぐらいに大阪市長が学校給食を開始しますと、中学校もね。学校給食を開始しますと言うてくれはったんですよ。当時は仕出し弁当みたいな給食で評判が悪かったです。それを改善するいうて、今、小中で一緒につくって弁当を送るというふうな、そういうふうな教育行政を進めていただいたんです。僕は、結果としてそのことは地域に住んでいるおじいちゃんからおばあちゃん、お父さんやお母さん、そして子どもたちにとってよかったことやと思っています。

さて、ここで、総合区や特別区になっても僕は一緒やと思うんですけども、区長さんの権限というのはすごい強くなると。そしてその人の判断がちょっと違うだけで住民たちの生活が大きく変わってしまうと。そのことを経験させてもらったんですよ、この平野区の会議の中で。こんなことが起こったらどうするんですか。これ、デメリットがないように言うて、先程質問があつて事務局の方答えていただいていますけれども、そんな時はどうしたらいいんですか、私たちは。やっぱりそれは区長おかしい言うてリコールせえと言うのか、さっきリコール制あると言いはったけれども、リコール運動起こせというのか、それとも市長に何とかせえと言いに行くのか、どないしたらいいんか。自分たちの区の中で住んでいて、これはおかしい、こんな判断されたのは嫌やと言うた時にどないしたらええんかというのも同時に言うてもらわんとちょっと理解できないんです。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

住民の皆さんの声をしっかり区政・市政に反映していくという部分については、16ページの地域協議会という仕組み、それから総合区政会議と。総合区政会議というのは、役所言葉で申し訳ないんですけども、附属機関とか合議体という形ではなく、ざっくばらんに意見を広くお聞きするという位置づけになっているんですが、地域協議会というのは法律に基づいて建議をすることができたり、それに対して市長、総合区長が適切な措置を講じなければならないというふうに法律でしっかりそこは担保されている部分があるので、かなり重たい部分ではあると思います。

あともう一つ、大前提としてなんですけれども、総合区というのは大阪市という今の政令指定都市としての枠組みは残りますので、例えば15ページまでの間、資料でいろんなこういう総合区長さんのマネジメントでこんなことができますよといった例示は示させていただいている一方で、大阪市という部分の局というのも若干体制は縮小になろうかと思うんですけども、飛び抜けてどこかの区だけがめっちゃめっちゃいい住民サービスを受けているというようなことがないような形で、オール大阪でそこは仕組みをしっかりと見ていくという部分が総合区としては残っていくことになります。

(司会)

ほかに、ちょっと待ってくださいね。ほかにもっとおられたらあれですので。
そしたら、今、もう一度。

(市民)

すみません、何回も僕がしゃべって申し訳ないですけども、何たら協議会で提案して、そこで決めていたら、これは法律的に基づいた強い権限を持った協議会やと、すみません、僕はそういうところの協議員じゃないんですよ。そんならその協議員の人に向けてこんな言うてえやとかいう話をせんとあかんのかと。むしろそれやったら、むしろ事務局の方でこういう制度をつくってくださいよ。市長に対するとか、議会に対する目安箱とか、意見書とか、今でもありますやん。質問状を市役所に送ったらそれに回答をくれると。区長と意見違うねんけれども、こんなんどない思うねんというて回答をくれはったら、僕はもっとすっきりすると思うんですわ。

僕は稲嶺区長とそんなに何回もしゃべることはないんですけども、遠くから頑張れよと声かけるぐらいなんですけれども、そんな声の下から上へ、上から下へとつながっていく関係というのをどう担保してくれはるんですかということが一番なんです。何とか協議会に言うてそこで諮ってください。僕が協議員違うかったら言われへんですよ。誰かに言わんとあかん。それやったら議員さんに言うのと同じことなので、そういうことが大事なじゃなくて、そういうふうな風通しのいい行政をやってもらうことが、先程どなたかが仰っていた、本当に副首都になんねやったらそのぐらいの文化的価値を上げることが必要なん違うんかなと思うんですけども、そういう制度というのはずっと残していかけてくれるんですかね。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

今お尋ねの内容は、いわゆる広聴業務に係る部分なんですけれども、今現在でも市民の声という制度がありまして、それは区民の方が電話であろうが、メールであろうが、窓口に来られてであろうがちゃんと回答してほしいということであれば、各局のところについて幾日までにちゃんと回答を示せということで機能している仕組みがありまして、それは広聴業務については総合区になってからも同じようにやっていく前提でありますので、厳密に所管局、我々は所管局ではありませんが、基本的にはそういう仕組みは残していくことが前提になると思っています。

(司会)

ほかにご質問ある方おられますか。
そしたら、右のブロックの、はい。

(市民)

失礼いたします。

さっきは副都心の方の理事の方が最終的には住民投票で決めるということなんですが、住民投票の時には特別区、いわゆる都構想なのか、総合区をめざすのかということについて

て住民投票をするということ、そういう理解なんですね。そうなりますと、先程来から出ていますように特別区の方の提案がない中で、じゃ、何と比較するのか、先程の方のご意見ありましたよね。例えば学校選択制の話、それから学校給食の話とか、これは大阪市があるという前提で、大阪市教育委員会の中のいわゆる教育行政が一元化して管理していく中での話としては成り立ちますが、特別区になるとそうではないと。学校選択制とか、学校給食もどうなるのかという、その辺が地域住民にとっては、孫たちが通う教育問題であるとか、それから保育所であるとかということについて、身近な中で大きく分かれるところだと思うんですよ、判断が。

ですから、3択じゃない訳ですよ。現状どおりなのか、総合区なのか、特別区なのかという3択ではないと。特別区か総合区かを選んでいただくのが住民投票なんですよということであるならば、特別区の方の提案が先程来から出ていますように、来年3月ぐらいまでには提案があって、住民説明会があって、双方の意見を聞くというのが当然じゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。

（井上副首都推進局理事）

まず1点、住民投票といいますのは、特別区を選択するかどうかというご判断を住民の皆さんにさせていただく、そういうことで法律に決まっている手続です。そこで決まりますのは、特別区を設置するかどうかということの選択です。今、市長がいろいろスケジュール感を申し上げているのは、まず総合区については、これは議会で議決すればできますので、まず一定総合区の方案を示して、これが総合区だということを議会に示して、その後で、時期はちょっとあれですけども、いわゆる法律の協議会において特別区の方案がまとまれば、それについて住民投票をしていくと。

ですので、特別区について住民投票でマルになれば特別区に移行しますが、特別区がペケになればもともと前に示していた総合区について、総合区の方に移行するという形になりますので、住民投票はあくまで特別区について賛成するか、反対するかの投票です。賛成すればそのまま特別区に移行する、反対すればその前提で示している総合区の方案が議会で議決されて総合区の方に移行すると、そういう流れになってまいります。

（司会）

ほかにご質問のある方おられますか。

そしたら、左のブロックの前から2列の方ですね。マイクをお持ちします。

（市民）

みんな高度な質問ばかりですけども、ちょっと僕は庶民的な質問で申し訳ございません。この総合区になれば住所というのは変わるんですかね。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

住居表示なんですけれども、今回の場合は24区を8区に合区するという案を示しておりまして、区の名前が変わる区も当然出てまいります。それに関しましては、例えば今から10年ぐらい前に全国各地で平成の大合併というのが各都道府県の中で起こった時もそうだ

ったんですけれども、例えば運転免許証は次の書きかえの更新までは何もしなくて、すぐに書きかえに行かなあきませんよとかじゃなくて、次の更新の時で変えてもらったらいいますよみたいな、そういうようなできるだけ住民の皆さんに負担をかけないようなところを私どもが関係機関、相手のある話なのでそこに調整をしていくことを今考えています。

(司会)

ほかにご質問。

そしたら、左のブロックの。

(市民)

それでは、再確認させていただきます。

今の話の流れで、それでは完全に今の大阪市の状態は変わるというのが前提ですか。それが当たり前なんかと思うような、そんな私は、ああ、俺は無知やったんかなという感じなんです。絶対に今の大阪市ではなくなると、結局は総合区になるんか、特別区になるんか、どっちかに絶対なると、これがこの話の進めでよろしいんでしょうかね、すみませんけれども、よろしくお願いします。

(井上副首都推進局理事)

まず、前提としては今、これは総合区については素案のご説明、特別区についてはこれから協議会で案がつくられるという状況ですので、いずれにしてもこれは最終は議会の判断がありますので、あくまで今は行政として我々がつくった素案についてのご説明ということを前提としてご理解をお願いします。

我々、市長の指示を受けて総合区の素案を今回取りまとめました。今、特別区については法定の協議会で議論されているところということで、市長の考えとしては、やはりこの大阪の抱える今後の少子高齢社会あるいは経済の成長等々を前提として、今の大阪市のままで、この制度のままで今後の少子高齢化に対する課題についてなかなか適切に対応できないというふうに認識を持っておられますので、そのためには今の法制度上、検討可能な総合区、特別区という形でやはり住民の皆様に近いところで、限られた財源を使って適切なサービスを提供するという趣旨で制度改革が必要だというふうに言われていますので、そういう意味で現状のままという選択肢は市長は考えておられませんので、今後の改革を進めていって総合区あるいは特別区という選択について進めていきたいというのが今の現状でございます。

(司会)

以上でございます。

ほかにご質問のある方おられないようでしたら、以上にさせていただきたいんですけれども、またお手元のきょうお伺いしていろいろなご質問等、ご意見、さまざまあると思います。戻られてからまたいろんなご意見、ご質問あると思いますので、お手元に配布させていただきましたアンケート、質問用紙の方に記載いただければと思います。

また、1月3日までの間なんです、市のホームページからいつでもご質問の方をいた

だけるように受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。いただいたご質問につきましては、後日集約した上でホームページに回答を掲載させていただきたいと思います。

これで説明会は終了なんですけれども、終了に当たりましてお知らせなんです、他の会場の説明会の方もインターネット中継、録画配信を行っておりますので、もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はよろしくお願いいたします。ご利用いただければと思います。

また、先程のアンケートなんですけれども、出口付近で回収いたしますので、回収箱の方に入れていただければと思います。

また、資料の方なんですけれども、説明会資料なんですけれども、受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されとか、お配りするというのであればぜひお持ち帰りいただければと思います。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。お忘れ物のないようにお気をつけてお帰りくださいませ。

どうもありがとうございました。